

近畿中国森林管理局 保護林管理委員会設置要領

第 1 趣旨

「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知)第6の1の規定に基づく保護林管理委員会を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定める。

第 2 所掌

保護林管理委員会は、近畿中国森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに緑の回廊を含む保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を行う。

第 3 組織

- 1 保護林管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等から森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員は、任期中に70歳に達する場合は再任しない。
- 5 必要に応じて専門的な検討を行うため、保護林管理委員会に部会を置くことができる。
- 6 部会は、委員長の権限により部会長を置く。
- 7 部会には、保護林管理委員会の委員以外に、必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員の任期等については、委員に準ずる。

第 4 運営

- 1 保護林管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、議事を総括する。
- 3 保護林管理委員会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 保護林管理委員会の議事は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 5 保護林管理委員会の議事概要については、近畿中国森林管理局のホームページを通じて公開する。

第5 事務局

保護林管理委員会に関する庶務は、近畿中国森林管理局計画課において行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、保護林管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が保護林管理委員会に諮って定める。